

経済産業省

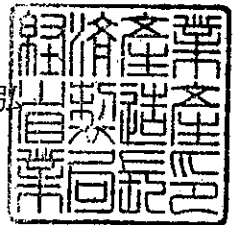
平成20・03・31製局第10号

平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会

会長 下重 暁子 殿

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘



平成20年度の賞金基準別競輪場及び競輪選手の賞金の決定について

平成20年3月27日に開催された第139回中央登録競輪選手制度改善委員会において、平成20年度の競輪選手の賞金に係る賞金基準別競輪場については別表のとおり、また、平成20年度競輪選手の賞金については別添のとおり決定されたので、御連絡します。

なお、この通達は、平成20年4月1日から適用します。

(別表)

平成20年度賞金基準別競輪場

売上額区分	平成20年度 (平成20年4月～平成21年3月)		
	賞金基準	競輪場数	適用競輪場
40億円以上	5号基準	1	平塚
30億円以上 40億円未満	4号基準	0	
20億円以上 30億円未満	3号基準	7	前橋、宇都宮、立川、京王閣、川崎、小倉、熊本
10億円以上 20億円未満	2号基準	35	函館、青森、いわき平、弥彦、取手、大宮、西武園、松戸、千葉、花月園、小田原、伊東温泉、静岡、一宮、岐阜、大垣、四日市、松阪、富山、福井、大津びわこ、京都向日町、奈良、和歌山、玉野、広島、防府、観音寺、高松、松山、高知、久留米、武雄、別府
10億円未満	1号基準	4	豊橋、名古屋、小松島、佐世保

(別添)

平成20年度の競輪選手の賞金について

競輪選手の賞金については、他に定めるもののほか、FⅡ、FⅠ、GⅢ、GⅡ及びGⅠごとに定めるところにより適用する。

第1 賞金の範囲

競輪選手の賞金は、競輪施行者が競輪選手に対して支給する普通賞金、出場手当、参加名誉賞、その他の賞金及び賞品並びに日当、その他の手当並びに競輪施行者以外の者が賞として寄贈する賞金及び賞品並びに予備選手及び先頭誘導選手に対して支給する手当とする。

第2 普通賞金

- (1) 普通賞金は、5号基準、4号基準、3号基準、2号基準及び1号基準に区分し、選手の級別概定番組別車立別及び競走の種類別に応じて平成20年度賞金表による。
- (2) 各号基準については、競輪場の平成19年1月から12月までの開催に係る一開催平均車券売上金額（以下「売上金額」という。）に応じて、次のとおり適用するものとし、その適用基準別競輪場については、別表のとおりとする。

売上金額が40億円以上の競輪場	5号基準	1場
売上金額が30億円以上40億円未満の競輪場	4号基準	0場
売上金額が20億円以上30億円未満の競輪場	3号基準	7場
売上金額が10億円以上20億円未満の競輪場	2号基準	3.5場
売上金額が10億円未満の競輪場	1号基準	4場

- (3) 選手の欠場により車立に変更を生じた場合は、欠場前の当該競輪場において採用する車立の賞金表を適用する。
- (4) 同一競走において同着が生じた場合の賞金は、その着順以下同着となった選手の数に相当する着順までに定めてある賞金の合計を等分して支給する。

ただし、100円未満の端数は10円台を四捨五入する。

第3 出場手当

出場手当は、競輪種類にかかわらず選手1回の出走につき30,000円とする。

第4 参加名誉賞

参加名誉賞は、GIに参加した名誉を賞して支給する賞金であって、正選手として出走した者（ただし、第1走において失格した者を除く。）に対してのみ、次の金額とする。

G I の 名 称	金 額
日本選手権競輪	230,000円
オールスター競輪	220,000円
高松宮記念杯競輪	200,000円
朝日新聞社杯競輪祭	200,000円
読売新聞社杯全日本選抜競輪	200,000円
寛仁親王牌	200,000円

第5 その他の賞金及び賞品

(1) 記録賞

記録賞とは、普通競走において、当該競輪場における距離別の最短時間走行として、あらかじめ開催執務委員長が定めて表示したものを更新した選手に対して、当該競走の3着までの入賞者に限り支給する賞金であって、12,000円以上23,000円以内の金額とする。

(2) 敢闘賞

敢闘賞は、競走において敢闘し著しく他の選手の模範となると認められた選手に対して支給する賞金であって、23,000円以内の金額とする。

(3) 優秀選手賞

優秀選手賞は、参加中1節を通じて、3日制競輪の場合は3回、4日制競輪の場合は4回連続して次の基準に適合する優秀な成績を収めた選手に対して支給する賞

金であって、基準別に定めた次の金額を支給する。ただし、特別競輪等は除く。

適用基準		級 別	S 級	A 級
		金 額	金 額	金 額
3 日 制 競 輪	連続して1着		50,000円	40,000円
	連続して1着と2着の混合		30,000円	25,000円
	連続して2着		20,000円	18,000円
4 日 制 競 輪	連続して1着		67,000円	53,000円
	連続して1着と2着の混合		40,000円	33,000円
	連続して2着		27,000円	24,000円

(4) 賞品

賞品は、競輪施行者が必要と認めた場合に、競輪選手に対して支給する。

第6 日当、その他の手当

(1) 日当

日当は、参加指示の期間中実参加1日につき4,000円とする。

(2) 落車棄権手当

落車棄権手当は、競走中パンクその他自転車の重大なる故障又は落車等によって、骨折その他身体に重大なる負傷を受け競走の継続が不可能なため退避させられた選手（失格と判定された選手を除く。）に対し支給するものであって、当該競輪場において採用する車立の賞金表の末着賞金額の10分の8に相当する金額とする。

第7 競輪施行者以外の者の寄贈する賞金及び賞品

競輪施行者以外の者が賞として寄贈する金品その他のものであって、開催執務委員長が認めたものとする。

第8 賞金の支給に関する特例

競走において当該競走に係る制限記録としてあらかじめ開催執務委員長が表示し

た時間を超えて走行した選手に対して支給する賞金の額は、上記の規程にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 普通賞金、敢闘賞及び落車棄権手当を、前各項に規定する額の2分の1に相当する金額とする。
- (2) 優秀選手賞は、支給しない。

第9 予備選手の手当

予備選手の前検日における日当及び手当は、日当4,000円、予備選手手当30,000円を支給する。

ただし、正選手となった場合は、予備選手としての日当及び予備選手手当は支給しない。

第10 先頭誘導選手の手当

(1) 先頭誘導予備手当

先頭誘導予備手当は、先頭誘導選手として指示された日に参加した先頭誘導選手に対して支給する手当であって、競輪の種類別に次に定める金額を支給する。

競 輪 の 種 類	金 額
F II	1日につき20,000円
F I	1日につき23,000円
G III	1日につき26,000円
ふるさとダービー (G II)	1日につき30,000円
その他のG I、G II	1日につき32,000円

(2) 先頭誘導出場手当

先頭誘導選手の出場手当は、当該競輪場において採用する車立の賞金表によるものとし、先頭誘導選手が落車した場合にあっても支給する。

ただし、「自転車競走実施規則に関するガイドライン」第58条第4号、第5号の規定により制裁を受けた先頭誘導選手に対しては、支給しない。

(3) 日当

第6の(1)に準ずる。

第11 適用

本賞金は、平成20年4月1日以降を節の初日とする競輪から適用する。